



Kumamoto City

News Release

令和 8 年(2026 年)8月21日

8 月22日(土)23日(日)の臨時窓口の開設について

8 月22日(土)、23日(日)も、一部の窓口でり災証明書の臨時窓口を開設します。
り災証明書が必要な方は、窓口でご申請ください。

1. り災証明書(住家)の発行

災害により「住家」に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施して調査結果に応じた、り災証明書を市が交付するものです。

- 開設窓口: 南区役所福祉課、城南総合出張所
- 受付時間: 午前9時～午後4時

2. り災証明書(事業者)の発行

災害により「店舗」・「事務所」・「工場等の事業所」及び「事業用設備等」に被害を受けられた事業者(貸家及び集合住宅のオーナー等を含む)に対し事業用「り災証明書」を発行しています。

- 開設窓口: 商業金融課、南区役所
- 受付時間: 午前9時～午後4時

3. り災証明書(農水産業関係)の発行

災害により「農水産業の施設(ハウス・建物等)・機械」、「農水産物」、「農地」等に被害を受けられた農漁業者に対し、農水産業関係の「り災証明書」を発行しています。

- 開設窓口: 西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室
- 受付時間: 午前9時～午後4時

○り災証明書(住家)について

健康福祉政策課 課長 門岡(かどおか)、副課長 前田(まえだ) 096-328-2340

○り災証明書(事業者)について

商業金融課 課長 木山(きやま)、課長補佐 大野(おおの) 096-328-2424

○り災証明書(農水産業関係)について

農業支援課 課長 赤星(あかほし)、課長補佐 平岡(ひらおか) 096-328-2384